

保育所等保育料の見直しについて

1 見直しの概要

これまで国基準に準拠し、保育料の多子軽減【参考1】の対象外となっていた児童（主に兄弟が認可外保育施設に在園している児童）について、市独自に多子軽減を拡充し、対象とするものです。

2 見直しの対象児童

次のすべてに当てはまる児童が対象です。

- (1) 逗子市が保育料を決定している児童
- (2) 0～2歳児
- (3) 保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業に在園している児童
- (4) 市民税所得割 57,700 円以上(ひとり親等の場合は 77,101 円以上)の世帯に属している児童
- (5) 就学前の兄弟がおり、その兄弟が多子軽減対象施設【参考2】を利用していない（兄弟が認可外保育施設に在園している場合など）⇒ **今回市独自に拡充する要件**

3 見直し後の保育料

小学校就学前の児童からカウントして「2人目」の場合は保育料が半額、「3人目以降」の場合は無料になります。

4 見直しの時期

令和7年4月分保育料から適用します。

【参考1】多子軽減とは

要件を満たす兄弟がいる場合に、保育料等の負担を軽減する制度です。

【参考2】多子軽減対象施設とは

国基準において、多子カウントの対象となる施設で、具体的には、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援等です。

【参考3】保育料多子軽減の見直し例

見直し前 (国基準の軽減)	C男 0歳 (保育所在園)	B男 2歳 (保育所在園)	A子 4歳 (認可外保育施設在園)
	 【保育料】 半額 (多子カウント2人目)	 【保育料】 減免なし (多子カウント1人目)	 【保育料】 施設の定めによる (多子カウント対象外)
↓			
見直し後 (市独自の軽減)	 【保育料】 無料 (多子カウント3人目)	 【保育料】 半額 (多子カウント2人目)	 【保育料】 施設の定めによる (多子カウント1人目)

※認可外保育施設は多子軽減対象施設とはならないため、B男の保育料は減免なし、C男は半額となります。

※就学前児童は全て多子カウントの対象となるため、認可外保育施設に在園しているA子もカウント対象となります。この場合、B男の保育料は半額、C男は無料となります。

【参考4】 今回の見直しで対象となる児童の早見表

